

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市中央区沼垂西3丁目10-14
電話 (243) 0141

25年7月7日

駅前支部総会

6月24日新会員のお店「ムラリス」を会場に駅前支部総会が開催されました。初めに河原支部長から「駅前支部は若い新しい会員も増えています。記帳会や、夜オリ、飲食業部会の再開も視野に活発に活動を行なっていきましょう」などと挨拶が行なわれました。その後の総会で新役員体制や支部財政の決算が確認されました。

その後、坂井さん（嵯峨）の音頭で乾杯が行われ、参加者それぞれの商売状況から趣味の話しに至るまで時間が経つのも忘れるほど親睦を深め合いました。



米山支部総会

6月25日、会員の「ざくろ」を会場に、初参加会員を含め14名参加で支部総会が開催されました。山口支部長が挨拶で、「継続的な訪問活動で地域に民商を伝え、これからも引き続き支部活動を進めて更に大きくしていこう」と力強い発言がされ、来賓挨拶では渡辺副会長（美容業）からは、自ら実感している高額医療費を例に適正に還元されていない社会保障の現状についてや、インボイス制度で更に税負担が増しているなかで、消費税を一律5%に減税することが景気回復、業者及び消費者の負担軽減に効果がある。そのためにも自治体への働きかけや、間近の参院選への関心の必要性を訴えていました。また鈴木市議からは、新潟2kmなど何ら雇用効果も得られていないIT企業誘致政策などに触れ、地域社会で経済を担っている中小業者で構成されている民商と連携して市政を前進させて行きたいとの発言がされていました。その後の懇親会では、それぞれ自己紹介をしながら盛り上がり、会員同士の距離がグッと縮まった様子で、これからの交流も楽しみます！



日程

- ・7月10日（木） 常任理事会
- ・7月20日（日） 新潟民商総会
- ・7月27日（日） 県青協総会

大江山支部総会

6月20日に「川しげ食堂」を会場に大江山支部総会が開催されました。今回は会員・家族、来賓をあわせて9名での開催です。

始めに役員の高橋さんから、商工新聞の中から自治体への要請で給付金の創設を勝ち取った記事の紹介があり「民商が中小業者にとってかけがえのない存在となっている最たる例だ」と開会の挨拶がありました。

続いて、諸橋支部長、来賓の黒井副会長より情勢や最近の民商、税務署の動向などを交えた話がありました。次に、総会方針案の読み上げ、財政の山崎さんから会計報告などをおこない全会一致の採択をもらいました。第二部ではお酒や料理を食べながら懇親を深めました。婦人部役員から「婦人部を活性化したいがどうすればいいのか教えて欲しい」と赤樫ニュースで報告のあった亀田婦人部を参考にしたいと黒井副会長（亀田）へ質問が出されました。

また、これまでと違い奥の座敷を使わず手前の小上がりでの開催だったため厨房にいる若手従事者（家族）とも交流することができ新たな発見もありました。

内野支部総会

6月27日、西地区事務所支部総会が開催され、9名が参加しました。司会の古俣さんが総会を進行しました。始めに萱森支部長から、「役員人事も含め今後の展望が開ける総会にしましょう」とあいさつがありました。それに提案する形で、山田副会長の来賓あいさつがあり、「西内野、中野小屋の合併のいきさつ、進行」に関する話がありました。その後は参加した会員一人ひとりから、商売の現状について話を出し合いました。各業界がどんな方向に進んでいるのか見えて、大変ためになる交流でした。



役員会で、新たな参加会員を増やすことが、今後の支部活動目標で提起され総会は無事終了しました。今回、懇親会は開催せず、充実した内容の総会でした。

新潟民商第78回・共済会第41回合同総会のご案内

日時

7月20日(日)

午後2時開会

会場

「アートホテル新潟」

(左記地図参照)

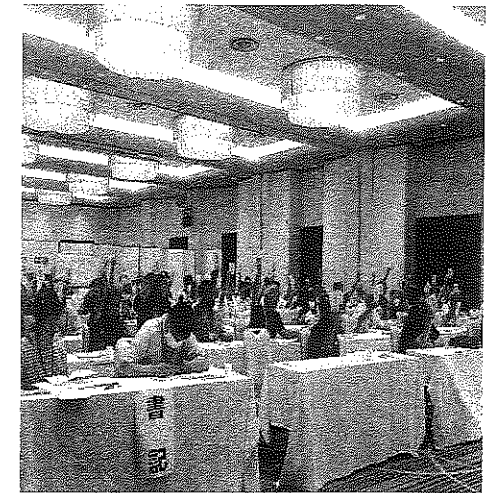
懇親会

「一家(いちや)」

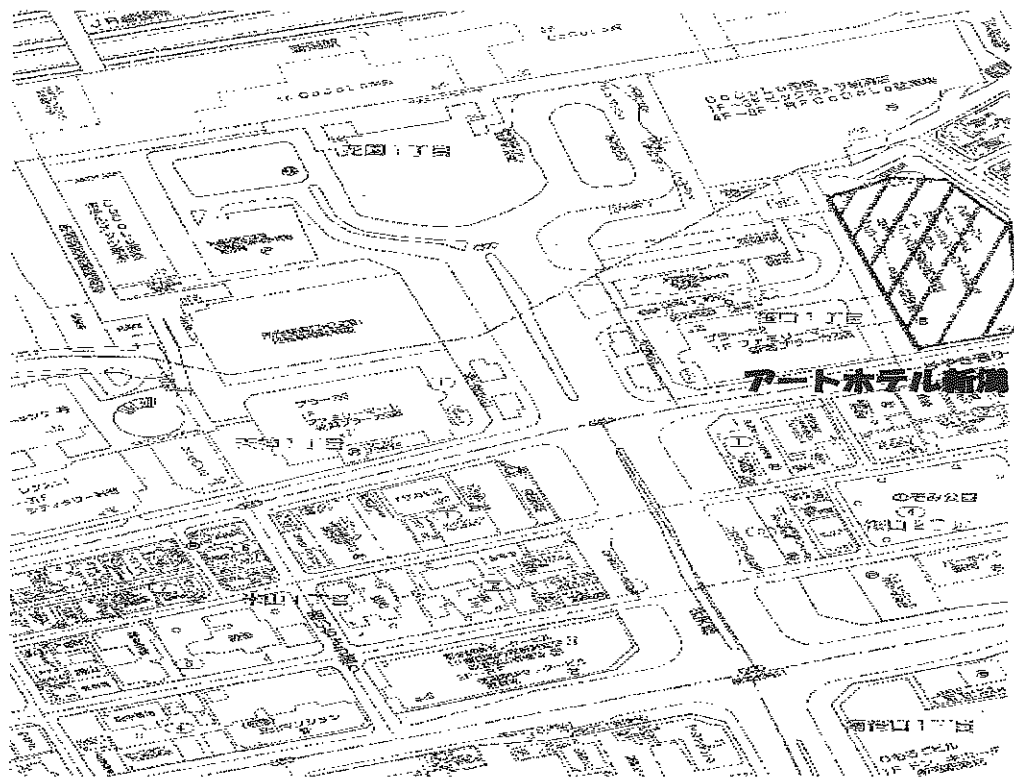
午後5時半～

※中央区東大通 1-11-3 シングルイン第2-1 階

025-288-6325



住所
アートホテル新潟
中央区笹口1-1
240-2111
(アラーカ1内)



婦人部記帳会のお知らせ

日時 7月25日(金)

午前10時～12時

会場 新潟民商会館

領収書整理、手書きの帳面作成 PC
入力をしています。

参加希望の方は、お近くの婦人部
役員または民商事務所まで

☎025-243-0141



2025 年
全国業者婦人実態
調査アンケートを
実施します。

この実態調査ア
ンケートは3年ご
とに実施していま
す。役員、事務局か
ら声がかかりまし
たらご協力お願い
します。

所得税の予定納税について

予定納税とは

前年分の所得税が15万円以上(予定納税基準額)となつた場合に、その3分の1の額を第1期及び第2期として2回納付することになります。確定申告の際に予定納税分を差し引き、過不足分を清算します。該当する場合は税務署から通知が来ます。

納付期限

第1期：7月31日まで 第2期：12月1日まで

減額申請

廃業、休業、業況不振、災害のため本年分の所得に対する税金が予定納税基準額よりも少なくなると見込まれる場合などは減額を税務署に申請することができます。

「予定納税の減額申請書」の提出期限

第1期分：6月30日の現況により、申告納税見積額を計算し、7月15日まで

第2期分：10月31日の現況により申告納税見積額を計算し、11月17日まで